○環境省告示第四十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一各号口及びニの規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第百四十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年四月二十一日

環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○　国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第百四十八号）　（抄）

改正後		改正前	
一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
物質	係数	物質	係数
(1)　アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）	一、〇〇〇	(1)　アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）	一、〇〇〇
(2)　ノルマルオクタンチオール	一〇、〇〇〇	(2)　ノルマルオクタンチオール	一〇、〇〇〇
(3)　ノルマルドデカンチオール	一〇、〇〇〇	(3)　ノルマルドデカンチオール	一〇、〇〇〇
(4)　廃食用油（トリグリセリド（炭素数が十八の不飽和脂肪酸を含む脂肪酸の炭素数が十六から十八までのものの混合物に限る。）を除く。）	一〇〇、〇〇〇	（新設）	
二　令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		二　令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
物質	係数	物質	係数
(1)　アマナズナ種子油	一	(1)　アマナズナ種子油	一
(2)　アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物	一	(2)　アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物	一
(3)　アルカン（イソアルカン及びノルマルアルカンを含む炭素数が十から十七までのものの混合物に限る。）	一	(3)　アルカン（イソアルカン及びノルマルアルカンを含む炭素数が十から十七までのものの混合物に限る。）	一
(4)　アルカン（炭素数が五から七までのものの混合物（炭素数が六及び七のものの混合物を除く。）に限る。）	二五	(4)　アルカン（炭素数が五から七までのものの混合物（炭素数が六及び七のものの混合物を除く。）に限る。）	二五
(5)　アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物（エチレングリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）	二五	（新設）	
(6)　アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレングリコール及びホウ砂の混合物（エチレングリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。）	二五	（新設）	
(7)　長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）	一	（新設）	